

平成 16 年 2 月 5 日
独立行政法人 国民生活センター

ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に注意！

国民生活センターの PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）には、オーストラリア、ドイツ、中国（香港）、カナダ等の外国発行の「宝くじ」「ロト」等（以下、「海外宝くじ」）に関して、「申し込んでもいないのに、海外宝くじに当選したかのようなダイレクトメールが送られてきた」「海外宝くじの購入をやめてもクレジットの引き落としが止まらない」「海外宝くじに当選したというが入金されない」等の相談が近年増加している。

海外宝くじに関する相談は、まるで当選したかのように誤認し易い内容のダイレクトメール（以下「DM」）で勧誘されるのが特徴であり、海外宝くじの購入方法、当選の確認方法、業者の連絡先等にわかりにくい点が多い。特に、いったんトラブルに巻き込まれると、業者の連絡先が海外のためうまく連絡が取れない等、解約、被害の回復はいっそう難しくなる。しかも、海外宝くじを日本国内で購入することは刑法 187 条の面からも問題がある。

そこで、DMを使った海外宝くじの勧誘について消費者に注意をよびかけるとともに、関係機関へ情報提供することとした。

1. PIO-NET から見た相談状況

1) 年度別相談件数等

PIO-NET に寄せられた相談件数は、99 年度から 2003 年度で 15,111 件であった（2003 年 12 月末日までの登録分）。1999 年度 1,011 件、2000 年度 1,276 件、2001 年度 2,602 件、2002 年度 6,403 件と急激に増加している。1999 年度と 2002 年度を比較すると 6 倍以上の増加があり、2003 年度は 3,819 件で、昨年度の同期比では 1.22 倍に増加している（2002 年度同期の相談件数は 3,132 件）（図）。

また、携帯電話やパソコンを使い、インターネットで申し込むケースの相談も寄せられているが、15,111 件の相談のうち 11,335 件が DM を使って勧誘している。

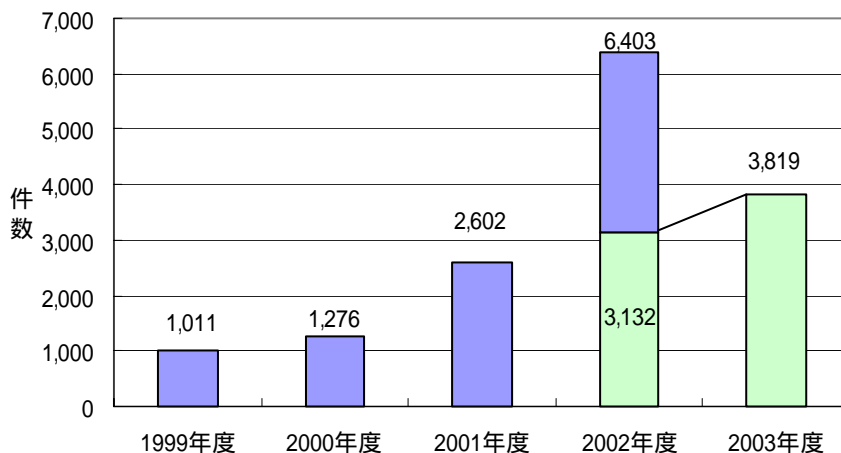


図 海外宝くじに関する相談件数の推移

2) 契約当事者の属性

契約当事者（海外宝くじを契約した、または契約しようとしている人）の年齢は、20歳以上の全年齢層で相談が寄せられている。また、性別内訳では男性が41.7%、女性が58.2%で女性の方が男性に比べて多かった。職業別では、家事従事者、給与生活者、無職の順で多い（表1）。

表1 契約当事者の性別、年代別、職業等別相談件数

性別等	件数	構成比	年代	件数	構成比	職業等	件数	構成比
男性	6,016	41.7%	20歳未満	66	0.5%	給与生活者	4,568	33.4%
女性	8,399	58.2%	20歳代	1,510	10.8%	自営・自由業	760	5.6%
団体	9	0.1%	30歳代	2,734	19.5%	家事従事者	5,089	37.2%
合計	14,424	100.0%	40歳代	2,538	18.1%	学生	138	1.0%
			50歳代	2,670	19.1%	無職	3,126	22.8%
			60歳代	2,453	17.5%	団体	9	0.1%
			70歳代以上	2,044	14.6%	合計	13,690	100.0%
			合計	14,015	100.0%			

注) 上記件数は1999年度から2003年度に寄せられた相談のうち不明・無回答を除く。

3) 既支払い金額

既支払い金額がわかった相談でみると、既払い金額が1万円未満の相談が半数近くを占めていた。海外宝くじは、1回あたりの申込金額が2~3千円程度のことが多いので、1万円未満の既支払い金額の相談が多い。しかし、海外宝くじを継続的に購入していたり、クレジットカード決済で毎月料金が引き落とされたりしているケースもあり、なかには、500万円以上の高額な支払いをしている相談もある（表2）。

表2 既支払い金額の相談件数

項目 金額	既支払い金額	
	件数	構成比
1000円未満	1	0.1%
~1万円未満	311	45.1%
~5万円未満	203	29.5%
~10万円未満	59	8.6%
~50万未満	69	10.0%
~100万円未満	15	2.2%
~500万円未満	23	3.3%
~500万円以上	8	1.2%
合計	689	100.0%

注) 上記件数は1999年度から2003年度に寄せられた相談のうち不明・無回答を除く。

4) 海外宝くじの国（地域）別種類

海外宝くじに関する相談のなかで国（地域）名が把握できたものでは、オーストラリアの宝くじが最も多く約4,600件、続いてドイツが約2,300件、香港が約1,600件、カナダが約1,200件であった。オーストラリアの宝くじに関する相談が多いのは以前から変わらないが、99年度はカナダ、香港の宝くじに関する相談が多く、近年はドイツの宝くじに関する相談が多くなっている。

2. 主な相談事例

1) 不審なDM

- ・申し込んでいないのに「当選している」、「当選が確実」等と記載

突然「400万円相当の乗用車か現金400万円が当選しました。」とDMが届いた。応募した覚えはない。受け取る為には、海外の宝くじに応募するよう書いてある。支払いはクレジットカードで、10日以内に応募するようにとある。信頼出来るか。(40歳代 女性)

「ドイツ国営くじで高額賞金が当たる」というDMが届いた。毎月3千円か5千円のコースを指定し、申込書にクレジットカード番号を記載して、返信用封筒で申込みよう記してある。申込みと当選確実のような文面だが信用できるか。(50歳代 男性)

- ・業者の連絡先が不審

申し込んだ覚えがないのに海外宝くじに当選したというDMが届いた。700万円がもらえるかのような文面だが、本当だろうか。DMはフランスから届いたが、購入するのはドイツのロト、返送先はオランダになっている。信用できるか。(60歳代 男性)

オーストラリアから「2万5千ドルが当選するチャンスがある」という海外宝くじ申込書が届いた。申込書を返送すれば当選の権利があるとのエアメールが届いたが、連絡先は私書箱のみの記載。(70歳代 女性)

2) クレジットの引き落としが止まらない。

送付されたDMを見て申し込み、オーストラリア、カナダ、香港の宝くじを2年前から買っている。全然当たらないので半年前に申し込みを中止し、やめたつもりでいたがクレジットカードの引き落としが止まらず、購入が継続されていた。解約希望。(60歳代 男性)

海外宝くじのDMが以前から度々届く。「国営のくじである」「1ヶ月間当選しなければ料金を戻す」と書いてあったのに、料金を戻さないばかりか、翌月も料金を引き落されていた。解約したいが、連絡先に電話をしてもつながらない。(60歳代 女性)

3) 個人情報に関する相談

申し込んでないのに「あなたが選ばれました」という内容の海外宝くじのDMが来た。自分でも使わないような詳しい番地を知っているので、どこで住所を調べたのか不安。DMには個人情報をリストから削除したい場合は文書で知らせるように記載されているが、どうしたらよいか。(40歳代 女性)

DMを見て以前にオーストラリアの宝くじをひやかし半分で2千円出して会員申し込みをした。それ以来、他業者から同様のDMが多く送られる。当たらないのでそのままにしているが、いろんな業者からもDMが届くので、個人情報を流出していると考えられる。(20歳代 女性)

4) 当選したというのに入金されない

海外宝くじの購入を勧めるDMが届き参加登録した。高額賞金に当選したと思われるような文面で通知があり、業者へ国際電話したら日本人の若い女性が電話口に出た。当選賞金の受け取り方を聞き振込指定口座を教えたが1ヵ月過ぎても入金されない。業者は信用できるか。(30歳代 女性)

アメリカの宝くじを購入。125万ドル当選した様だが連絡してもあいまいな返事で送金してくれない。何度か申し込んで、1ドル、2ドル程度の当選金の受領経験はある。(70歳代 男性)

3. 海外宝くじの問題点 ~ DMの記載内容の分析を踏まえて ~

DMを使って勧誘している海外宝くじについての相談が多いため、国民生活センター(相談部等)で入手していた7社のDMの記載内容について分析した(表3)。その上で、PIO-NETに寄せられた相談内容も含めて、海外宝くじの問題点を以下にまとめた。

1) 紛らわしい記載

(DMの記載内容の分析)

当選したので、その当選金または賞品を受け取る条件としてくじを申し込ませるDM(2社)、当選通知の見本を送っているDM(2社)、「当選保証付き」等といった、申し込めば当選が確実であるかのような記載のDM(1社)、幸運な候補者に選ばれたというDM(2社)があり、7社とも何かしら当選した、当選確実等と謳っていた(参考1)。

また、「締切:14日以内」「24時間以内にご返事いただくと、更に100万円のボーナスも当たります。」等と、締め切りを設けたり、早く申し込めば特典があるかのような記載が全社で見られた。

7社中4社のDMには「ドイツではロットーの賞金には全く税金がかかりません。・・・賞金は丸ごとあなたのもとに送られます」等と書かれている。その海外宝くじを発行した国で非課税であっても、日本で海外宝くじの当選金を受け取った場合は一時所得や雑所得の扱いで所得税がかかることがある。

こういった種類の海外宝くじなのか、こういった流れで海外宝くじを購入するのか、当選の確認はどのようにするのか、当選金はどうやって受け取るのか等、取引の詳細が分からないものが多かった。

(問題点)

- ・ 「すでに当選した」「当選確実」「候補者に選ばれた」等というDMの記載は、消費者に誤解を与えるおそれがある。
- ・ 締め切りを書いて急がせたり、日本で当選金を受け取っても非課税であるかのような誤解を招く記載があったり、当選結果の確認方法が不明である等、不審な点が多い。

2) 業者の所在地、電話番号が不明

(DMの記載内容の分析)

業者の連絡先が私書箱しか記載されていなかったり、所在地の詳細が不明であったり、業者の所在地がわかりにくかった。また、ドイツロトであるのに、DMの投函はフランスであるかのような記載、申込書の返送先はオランダ、問合せ用電話番号はドイツであるという業者が2社あった。

7社のうち、2社は電話番号、ファックス番号がDMに記載されていたが、電話番号のみの記載が3社、ファックス番号のみの記載が2社あった。

また、DMの封筒に消印が押されていないので、どこで投函されたのか不明なものが多かった。

(問題点)

- ・ 7社のDMで見える限り、業者の連絡先は海外になっており、また、業者の所在地の詳細が分かりにくいことが多く、トラブルにあった際、交渉が困難になる。
- ・ DMに電話番号の記載があっても電話が通じないという相談も寄せられていることから、たとえ記載があるからといって安心できない。
- ・ 所在地が分かっても海外に所在していれば、何かトラブルが起こった際に現地まで行って解決することは現実的に難しく、法律の違いもあるので、被害の回復は難しくなる。

3) クレジットカード決済

(DMの記載内容の分析)

7社の申込書はすべて、クレジットカード番号等を記入して、クレジットカードでの支払いを選択できるものであった。5社は現金、郵便局の定額小為替での支払いも選択できるが、クレジットカードでの支払いしか指定できない業者が2社あった。

また、この2社の申込書には「私のクレジットカードから毎月ロト参加費を引き落すことを許可いたします。参加費は書面にて(業者)にキャンセルの通知をするまで毎月引き続き支払われることを了承しています。」という記載があった。

(問題点)

- ・ 業者の申込書に「クレジットカードから毎月ロト参加費を引き落すことを許可いたします。」とあるように、申し込むと毎月料金を引き落とされることがある。
- ・ 国内の業者とクレジット契約した場合と違い、海外の業者とクレジット契約した場合は、トラブルの解決には大変時間がかかる。

4) その他の問題点

(問題点)

- ・ 海外宝くじを一度申し込むと他社からも海外宝くじのDMが送られてくるという相談が寄せられているが、申し込んでもいないのに送られてきたDMで海外宝くじを申し込むことによって、更なる個人情報が流れる可能性もある。

表 3 DMの記載内容と件数

DM記載内容確認項目		件数
当選に関する記載	既に当選	2
	当選通知の見本	2
	当選確実	1
	候補者に当選	2
締切り	締切り、早期申込者特典を記載	7
当選金課税	当選金は海外宝くじ発行国では無税と記載	4
	当選金の課税について無記載	3
住所等記載	私書箱のみ記載	3
	私書箱以外の住所記載	4
電話番号等記載	電話番号・ファックス番号記載	2
	電話番号のみ記載	3
	ファックス番号のみ記載	2
消印の有無	DM消印無し	5
	不明（封筒を入手できず）	2
支払方法	クレジットカード決済可能	7
	クレジットカード決済のみ可能	2
	クレジットカード決済以外も可能（現金、郵便定額小為替）	5

4．海外宝くじに関連する法律的規定

海外宝くじは、海外に出かけた際の現地での購入については国内法に規定はない。しかし、日本国内で海外宝くじの発売、発売の取り次ぎ、授受を行うことは刑法 187 条（富くじ（注1）発売等）に抵触すると解釈されている（参考2）。

同 187 条は、日本国内で「富くじ」の発売、発売の取り次ぎ、授受を行うことを禁じている。ただし、例外的に法律で認められている富くじ（「宝くじ」や「スポーツ振興くじ（サッカーくじ）」等）もある（注2）。

（注1）富くじとは、「発売者があらかじめ定めた番号・記号を印した証票を発売し、その後抽選その他偶然の要素に支配される方法によって、あらかじめ定めた金額を不平等に分配することである」（「刑法（5）各論」有斐閣双書）。

（注2）「宝くじ」は「当せん金付証票法」で、「スポーツ振興くじ」は「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」で認められている。

5．消費者へのアドバイス

1) 申し込んでもいないのに「当選した」、「当選確実！」等という甘い話に乗らない。

申し込んでもいないのに「くじ」に当選するということは有り得ない。『当選確実』を謳っているDMがあるが、当選が確実な「くじ」など存在しない。また、実際に業者が海外宝くじを購入しているかどうか疑わしい。そうした謳い文句で勧誘しているような業者は相手にしない。

2) クレジットカード番号等、絶対に教えないように。

一度だけ参加するつもりでクレジットカード番号等を教えたところ、毎月参加費用を引き落され続け、解約するのもスムーズにいかないという相談が寄せられている。海外の事業者が関連するクレジットのトラブルは特に解決が難しく、被害の回復も困難になる。連絡先が不明であったり、問合せても回答があいまいであったり等、信用できない相手には絶対に教えないように。

3) 申し込むと更なる情報漏洩の可能性も。

一度申し込むと、他社の海外宝くじのDMがたくさん送られてきたという相談があった。自ら個人情報を出ることになりかねないので、安易に電話番号等を業者に教えないこと。

4) 購入するだけでも国内での取引の場合は違法。

海外宝くじを国内で発売したり、授受したりすることは、刑法 187 条の違法行為に当たるので絶対に申し込まないこと。

5) 相談は最寄りの消費生活センターに。

全国の消費生活センターの連絡先は、国民生活センターのホームページ

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html> を参照。

(参考1)

当選を謳ったDM記載内容

当選したので、その当選金または賞品を受け取る条件として申し込ませるもの

例「・・・様が次のものを当選されました。300万円相当の新車あるいは、賞金！ただし、あなたに賞品または賞金を差し上げるためには、次のことが条件になります：当選者アンケートに全て記入していただくこと。それから、参加申込書を返送していただくこと。・・・これらの書類に必要事項をすべて記入して、お送りいただかないと、あなたへの賞金をお送りすることができません。」

当選通知の見本を送っているもの

例「おめでとうございます あなたは当選者です」という表記の横に「見本 これは当選者への手紙の見本です。あなたが1等賞当選者となられた際に本物の当選者への手紙をお送りします。」

「当選保証付き」等といった、申し込めば当選が確実であるかのようなもの

例「お客様は(業者名)の“当り達成保証”をお楽しみいただける方として選ばれました。・・・何らかのキャッシュが100%当たります！」

幸運な候補者に選ばれたというもの

例1「・・・様は参加の為に・・・サーチによって選ばれた1%の幸運な候補者のお一人です。」

例2「・・・様、最優先の資格獲得おめでとうございます。」

(参考2)

刑法187条【富くじ発売等】

富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取り次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は料りに処する。

情報提供先：内閣府、警察庁、公正取引委員会、日本郵政公社。

(本件の内容に関する連絡先)
国民生活センター消費者情報部
電話 03-3443-1793

<title>ダイレクトメールを使った「海外宝くじ」に注意！ </title>